

208

公平なる市民諸君に訴ふ！

吾等の實生活を觀よ 吾等の正當なる叫びを聞け

○私共の生活。 玉川電氣鐵道株式會社重役は、都下の新聞紙上に、いかにも私共の待遇が他の同業會社の待遇と變らぬやうなことを述べて居りますが、これは全くウソです。ゴマカンです。かうして、會社は公平なるべき、市民諸君を瞞着し、私共を死地に追ひこまうとする奸策なのです。賢明なる市民諸君は、恐らくそんな會社のデタラメの宣傳にゴマカされるやうなことはありませんまいが、先づ、私共の眞の要求を聞いてもらひたいと思ひます。

私共玉川電車従業員の待遇は他の一般電車従業員と比較して、殊に東京市電従業員と比較して、實にお話にならぬほど劣悪です。例へば、市電では、八時間勤務で日給(初任給)一圓七十六錢であるにかゝはらず、玉川電車では、十時間も働かされて一圓二十六錢しかくれないのです。つまり、私共は、市電従業員にくらべると、毎日二時間も餘計に働かされた上に、五十錢も安い賃銀しかくれないのです。次にまた、市電では時間外勤務に對して、一時間二十八錢六厘を給するにかゝはらず、玉川電車では十二錢六厘。即ち、私共は市電よりも時間外勤務に於て、十六錢も安いのです。

その外、玉川電車では極端に人員を節約してゐるために、毎日十五時間も働かされるのみならず、五日に一回くらひな殆ど徹夜に等しい労働をさせられるのです。また、休憩時間や食事時間も無いといつてもいいくらひで、私共は毎日一食の辨當を三回でヤント食ひ終るといふ状態です。たゞ、休日も市電では八日に一回まはつてくるにかゝはらず、私共は十日に一回しか休みはできません。休日も市民諸君。以上は私共のほんどうの生活です。この物價の高い時に、妻や子をかへて、一ヶ月手當金を加へて四十圓や四十五圓でどうして暮せますか。

この暑い時に、毎日十五時間近くも働かされてどうして身體がつまきますか。これが牛馬の生活とそれだけの差がありますか。

私共は、公共の事業に携はつてゐると聞かされてゐます。がしかし、そのやうに大切な公共事業に働いてゐる私共は、普通工班労働者の賃銀の三分の一にも當らぬものしかくれないではありませぬか。

○會社の態度。私共の態度。 ここで、私共は、かくの如き生活の不安、健康上の危険を逃れむために、去る八月八日、一圓五十錢の増給、八時間労働、八日に一回の休日、其他二個條の要求を會社に提出したのであります。この要求なるものも、他の同職労働者にくらぶれば、甚しく劣つたものだったのであります。

ところが、私共の斯の如く正當な、斯の如く温和な要求に對して、會社は一顧をも與へざるのみか、私共の交渉委員、鹿野君外八名を無暴にも誡首し、暴虐なる高壓的態度を以て、私共を威嚇したのであります。

こゝに於て、私共は萬策盡き果て、同志を糾合して、翌九日、止むなく最後の手段を用ひざるべからざるに至り、終に同盟罷行を敢行するに至つたのであります。

老獪なる會社重役は、常に、公共事業の美名にかくれて、私共を牛馬に等しく酷使して居ります。もし、會社にして眞に交通機關の使命に忠實であるならば、彼等重役及び株主等は、自らの利益を自制し、そして一般市民諸君及び私共従業員の福利の増進について、誠實なる施設があるべき筈であります。しかし、會社は自分の利益より外に何の考へもなく、彼等に誠意なきことは、市民諸君の既に萬々御承知の通りであります。

私共はストライキを宣言した。私共の正當なる行動に對して、日本労働總同盟は全力を注いで、私共を援け、會社の他くなき貪婪をくちくことを聲明しました。

私共は、私共の目的を貫徹するまでは、これを繼續する。電車の運轉を止めて、市民諸君に不便を與ふることは、實に諸君に對してお氣の毒である。しかし、これは要するに悉く、公共事業を私利にのみ用ふる會社の責任であり、罪であります。

公平なる市民諸君。諸君は私共を牛馬に等しい境遇にまでおとし、電車に乗らうとはされないうであらう。願くば、私共の正當なる要求が達せられ、電車の運轉が常態に復するのために、諸君の理解と同情ある援助を賜はらむことを。

大正十一年八月十一日

玉川電鐵從業員罷業團

事務所 府下世田ヶ谷村池尻二〇八 上原嘉右衛門方